



昭和 32 年 5 月 31 日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和 52 年 5 月 31 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

#### 4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

#### 5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

#### 6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

別表

所在	地目	地積
伊賀市上神戸字白地 39 番 1	学校用地	165 m <sup>2</sup>